

主治医 様

保護者 様

瀬戸内市こども・健康部こども家庭課

健康面等から配慮を要する児童に関する診断書（意見書）の提出について

認可保育所等の利用について、児童の健康面、安全面、発達面等から集団保育が可能か、また、保育を実施するに当たって個別対応を要するかの判断をする必要があります。瀬戸内市では前述の事項を確認するため、主治医等が作成した診断書（意見書）の提出が必要となります。

認可保育所等での生活は、主に健康な児童を対象とした内容となっているため、下記の保育所等の生活の特徴について十分ご理解いただいた上で、「保育中の医療行為の必要性」「集団保育の適否」「集団保育を実施するに当たっての留意事項」等を記載した診断書（意見書）を提出していただきますようお願いいたします。

なお、保育中の医療行為（医療的ケア含む）の必要性がある旨、集団保育に適さない旨の診断・意見があった場合は、認可保育所等を利用することができません。また、診断・意見の内容から適切な保育や支援を実施するため、個別に対応する必要があると判断する場合がありますが、希望する認可保育所等で職員が不足しているなど十分な受入態勢が取れず、当該認可保育所等を利用できない場合があります。すでに認可保育所等を利用している児童についても、成長に合わせて適切な保育や支援を実施するため、新年度入所申込時には診断書（意見書）を提出していただき、児童の最新状況を確認いたしますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 保育所等での生活について

- (1) 散歩やどろんこ遊び、水遊び、プール遊び、園庭での集団遊び等、戸外での体を使った活動もあり、かなり体力を使います。
- (2) 1日の生活は、遊びや食事・午睡など8時30分から16時30分までの長時間の生活となります。保護者の就労時間によってはさらに延長される場合があります。
- (3) 0歳児から5歳児までの集団生活であるため、伝染病の疾患（風邪症状・感染性胃腸炎・インフルエンザ・水痘・流行性耳下腺炎・風しん・麻しんなど）が流行しやすい状況にあります。
- (4) 医療的な処置はできません。

2 診断書（意見書）に記載が必要な項目について

- (1) 児童の氏名・生年月日・住所
- (2) 診断名
- (3) 現在の治療状況や与薬状況（与薬回数や副作用等についても記載してください。）
- (4) 保育中の医療行為（医療的ケア含む）の必要性
- (5) 集団保育の適否
- (6) 集団保育を実施する上での留意事項

【問い合わせ先】 瀬戸内市こども家庭課こども保育係 TEL : 0869-24-8004 8:30~17:15（土・日・祝日除く）
--

【裏面もご覧ください】

●保育園・こども園での一日の流れ（園や季節によって多少の違いはあります）

時刻	保育認定（保育の必要性がある子ども）			教育認定
	0歳児	1・2歳児	3歳児以上	3歳児以上
7:00(7:30)	開園			
9:00	順次登園・挨拶・検診		順次登園・挨拶	
	遊び	遊び (発達にあわせたもの)	遊び（自分で選んだ遊びや、健康・人間関係・ 環境・表現などを統合したもの）	
10:00	午前睡	クラス保育	クラス活動（保育認定子どもと教育標準時間認定 子どもとが一緒に過ごす）	
	遊び			
11:00	給食準備			
11:30	給食	給食		
12:00	片付け			
13:00(14:00)	午後睡 (幼稚園該当の預かり保育希望者を含む)		遊び	
			降園準備	
			降園	
			預かり保育	
15:00	おやつ			
	好きな遊び			
	降園準備			
16:00	順次降園			
18:00(18:30)	延長保育		預かり保育終了	
19:00	閉園（延長保育終了）			

●主な遊び（活動・行事など） ※活動の強度は目安です。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
軽い活動	・手指を使った遊び	・砂遊び ・室内遊び ・滑り台	・砂遊び ・室内遊び ・滑り台	・砂遊び ・室内遊び ・滑り台	・砂遊び ・室内遊び ・三輪車	・砂遊び ・室内遊び ・三輪車
中程度の活動	・はいはい ・コンビカー	・散歩 ・コンビカー ・リズム遊び	・散歩 ・三輪車 ・両足とび	・散歩 ・鉄棒 ・三輪車	・散歩 ・鉄棒 ・水遊び	・散歩 ・鉄棒 ・水遊び
強い活動	・高い高い ・水遊び	・水遊び ・走る	・かけっこ ・水遊び ・リズム遊び	・かけっこ ・水遊び ・プール遊び	・走る ・プール遊び ・ボール遊び	・走る ・プール遊び ・サッカー ・縄とび
その他	園外保育（徒歩・バス）、発表会、運動会など					